

ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第４回）
議事概要

1. 日時

令和７年（2025年）12月16日（火）10:00～10:37

2. 場所

Web会議

3. 出席者

（１）委員

関口博正主査、相田仁主査代理、大谷和子委員、春日教測委員、長田三紀委員、
藤井威生委員、三友仁志委員

（２）オブザーバー

全国知事会、一般社団法人テレコムサービス協会、
一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

（３）総務省

隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題

（１）令和７年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金
制度の在り方 報告書（案）

（２）意見交換

5. 議事録

【事務局】

ただいまから、第４回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。会議開始に当たり、事務局から御案内をさせていただきます。

本日も、Web会議形式での開催となります。皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。

また、発言時以外はカメラ、マイクをオフにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれては、音声がつながらなくなった場合などには、チャット機能などを御活用いただければと思います。

それでは、以降の進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。

ただいまから、第４回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。構成員の皆様に対しては、事前に議事次第のほか、資料１として、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方報告書案、資料２として、本報告書案の概要、参考資料として、前回のワーキンググループで構成員の皆様から御発言のあった点についてのオブザーバーからの御意見をお送りしております。

また、傍聴されている方には、同一の資料を掲載している総務省ウェブサイト上の本ワーキンググループのページを御案内しております。

以上でございます。

【関口主査】

それでは、議事に入りたいと存じます。

本日は、これまでの本ワーキンググループにおける議論等を踏まえ、事務局には、「令和７年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方」と題した報告書を取りまとめていただいております。これについて事務局から説明を頂戴し、その後、構成員の先生方からの御意見、御質問をいただき、意見交換ができればと存じます。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の基盤整備促進課の隅田でございます。本日は、本ワーキンググループの報告書案について事務局にて作成させていただいておりますので、こちらを御確認、御議論いただければと思っております。

資料１が本文の案になるんですけれども、こちら大部になりますため、基本的に資料２のパワポに基づいて、中身を御説明差し上げたいと思います。

前回までの御議論を踏まえまして、電話とブロードバンドそれぞれに関する内容を含んでおりまして、私の方から主に電話に関する部分について御説明を差し上げて、その後、当課の望月の方からブロードバンドについて御説明差し上げたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

早速ですが、１ページ目を御覧ください。こちら、検討の経緯のほか、これまでと今後のスケジュールをまとめているというような構成になってございます。

オレンジの枠内１ポツ目からになりますけれども、本年５月に最終保障提供責務の導入等を内容とする電気通信事業法及びNTT法の一部改正法が成立したことから、本年７月に、その下の１の最終保障提供責務関係の制度整備に向けた検討事項、ほかに、２、３にある現行の交付金制度に関する事項についても、情報通信審議会に諮問させていただいたところです。

このうち、２の電話の関係については令和８年３月に、３のブロードバンド関係については令和９年３月に、それぞれ答申を頂戴できればと考えておりましたので、２ポツ目にございますとおり、本年１０月より御議論いただいていたところでございます。

急ぎ検討が必要となる電話の関係については、関連する事業者の皆様からヒアリングさせていただきつつ、御議論いただいていたところですが、ブロードバンドについても来年度から交付金の交付が開始されるということで、初めての原価の算定ですとか、あとは認可申請というものが行われたということ等を踏まえまして、前回、第３回ワーキンググループにおいて、第二種適格電気通信事業者の皆様からヒアリングさせていただいたというような状況でございます。

３ポツ目にございますとおり、今、申し上げたような進捗をたどりまして、今般、主に電話の関係について、これまでの議論を取りまとめさせていただいているところですが、ブロードバンドの関係につきましても、前回、一部の事項については、速やかに制度を改善するという方向で検討できれば良いのではないかというような御意見を頂戴しましたため、それらも一部含んだような形で今回の報告書案を作成しているところでございます。

す。

一番下、スケジュールを記載しておりますが、真ん中より少し右の部分、本日が12月の第4回のワーキンググループになりますので、本日この報告書案の内容について御了承いただけるようでありましたら、年明け1月にユニバーサルサービス政策委員会、電気通信事業政策部会にそれぞれ報告させていただいて、パブリックコメントの手續に付したいと考えております。その上で3月を目途に成案を得たいと考えております。

このページについては以上でございます。

続きまして、ページ進んでいただきまして、右肩2ページ目を御覧ください。このページと次の3ページ目が電話の関係でございますが、まず枠内に背景を記載してございますが、1つ目のチェックマークにありますとおり、令和7年答申においては、現行の電話に関する交付金制度の算定方法について、今年の3月分までを決定していたというような状況でございました。したがって、今年度、令和7年度分以降については、改めて検討を行う必要がございました。

続いて、2つ目のチェックマークになりますけれども、令和4年の答申において、災害時用公衆電話の補填の開始について、詳細な検討を進めるべきその条件や、その際の方向性など、大きな方向性について示されていたところですので、それを踏まえて実際の補填額の推移を見てみますと、この議論を実際に行うべき状況になっていたというところですね。

これらの背景を踏まえまして、それぞれの論点について検討の方向性というものを下にまとめさせていただいているんですけども、前回、第3回のワーキンググループで整理の方向性という資料をお示しさせていただいて、先生方からは御賛同をいただくような御意見をいただいたものと認識しておりますため、そこから大きく変わっている部分はございません。

重複がかなりございますが、改めて説明をさせていただきますと、まず、下の(1)においては、1つ目としまして、令和7年度以降の算定方法をどうしていくかという論点がございました。

1ポツ目を御覧いただければと思いますが、1つ目として、現行の交付金制度も最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討に当たって、一体的に見直す必要があるということ、2つ目として、それまでの間に異なる算定方法を適用することになれば、過度な事務負担を生じさせてしまうということ、3つ目として、NTT東西によるメタル回線の巻取りや、代替サービスへの移行に関して、具体的な計画は現在検討中であるということ、以上の3点を踏まえまして、2ポツ目にございますとおり、結論としましては、1つ目は、第9次IP-LRICモデルに基づいて算定を行って良いのではないかとということ、2つ目は、その適用に当たり、実際の回線種別に基づいて算定を行って良いのではないかとということ、3点目は、FRTの台数に関してモデル外補正を継続するということ、以上のとおり、現行の算定方法を踏襲することが適当ではないかということで考えさせていただいているところです。

続きまして、ページ進んでいただきまして右肩3ページ目を御覧ください。こちらにつきましても、前回お示しした整理の方向性から大きく変わっているような点はございません。

具体的には(2)の1ポツ目からになりますけれども、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額について、逡巡傾向が続いていき、基準額を継続的に下回る見通しであることから、来年度、令和8年度に認可申請を行う分から補填を開始するとともに、過年度において認可した分については、補填を行わないことが適当であるということ、続いて2ポツ目になりますが、災害時用公衆電話の性質などを踏まえまして、実際に要した費用というものをベースに算定を行うことが適当である一方で、公衆電話全体に関して国民負担を抑制していくという観点から、第一種公衆電話の撤去を開始する前におけるこの基準額37.2億円というものを上限として補填を行うことが適当であること、また、3ポツ目ですけれども、これは交付金という文脈からは若干外れますけれども、NTT東西さんにおいては、

災害時用公衆電話の補填が開始されるということでさらに活用されるように、より一層、効果的な周知広報のための方策を検討して実施していくことが適当であること、最後４ポツ目、これはテクニカルな論点でございますけれども、今回、補填を開始しても、接続料との間においてはNTT東西さんによる二重回収が生じないため、調整が不要であると整理すること、これらの事項を、本ワーキンググループの議論の結論としてまとめることとさせていただきます。

そのほかとしましては、(３)の下の方ポツにございますけれども、現行の交付金制度について、より大きな影響を与え得るような見直し事項についても、御要望、御議論などあったかと思っておりますけれども、これらについては、現在、関連する議論が別途行われているような状況ですので、こちらを丁寧に参照しながら検討を行うことが適当という形でまとめさせていただきます。

以上、前回と重なるような説明が多くて恐縮ですが、電話に関しての取りまとめの説明でございました。それでは、ブロードバンドについて、説明者を替わらせていただきます。

【事務局】

事務局でございます。引き続き、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項ということで御説明申し上げます。

概要資料で申し上げますと４ページ以降です。報告書案の本文で申し上げますと、17ページ以降、お手元で御覧いただければと思います。

まず、このページの冒頭でございますが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項、この検討をこのワーキンググループとする背景は、最初のチェックマークでございますけれども、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和４年の電気通信事業法改正法の附則に、施行後３年を経過した場合、施行が令和５年６月16日でございますので、令和８年６月16日以降になりますが、３年を経過した場合における施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるという、いわゆる３年後検討の規定が存在しますため、制度の運用と並行いたしまして、施行の状況についても検討していくという必要がございます。この一環として関口主査の前々回のワーキンググループにおける御指示を受けまして、まずは第二種適格電気通信事業者の指定を受けた皆様からの初原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案というものを聞き取りました。

これにつきましては概要資料の次ページ、本文で申し上げますと18ページにございますので、また御参照いただければと思います。これを聞き取りまして、これを踏まえて検証・検討を行い、前回のワーキンググループで先生方から様々な御提言を賜ったということでございますが、この概要も次のページに記載してございますので、御覧いただければと思います。また、報告書本文で申し上げますと19ページにもございますので、こちらもお手元で御確認いただければと思います。

御議論いただいた結果ですが、これを取りまとめて、今後の検討の方向性の案を、下のとおりに作成してございます。これに先立ちまして、先生方の御意見、御提言を承りまして、我々の方でオブザーバーの方々に、ヒアリングを行いまして、こちらの結果が今回の参考資料としてもお付けしておりますし、本文の案で申し上げますと20ページにございますので、こちらもお手元で御確認をいただければと思います。こうしたオブザーバーの方々からの御意見も踏まえた上での検討の方向性の案ということで、お考えいただければと思います。

では、検討の方向性（案）についての御説明をさせていただきますが、全体としてはまず上のポツにございますように、第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案は、今後の検討に向けて示唆に富むものであって、総務省においては、今後、第二種負担金の納付義務を負う者など、ほかの関係者の方々からの要望・提案も聞き取り、全てを俎上に載せた上で３年後の検討を行っていくことが適当であるという点が１点。

もう一点、その上で第二種交付金の額に直接の影響がない、または第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない次の4点につきましては、必ずしも3年後の検討というのは待つ必要はなく、速やかに次に掲げるとおり検討を進めることが適当ではないかということで、検討の方向性（案）をまとめさせていただいております。

この4点について具体的に少し申し上げますと、1つ目は、特別支援区域を総務省が指定する際に、特別支援区域に指定された理由、大幅赤字、未整備、公設、こういった理由も開示すべきという御意見に対して、第二種適格電気通信事業者が指定を受ける上で有用な情報となることから、実現する方向で速やかに検討を進める。

2つ目は、住所情報と制度の中で用いている国勢調査の町字、いわゆるKEYCODEを紐付けたツールを準備すべきだという御意見だったんですが、これについてもとても有用なものであるし、適格事業者としての指定を受けるインセンティブにもなり得るということから、総務省において実現する方向で速やかに検討を進めるということ。

3つ目は、適格事業者による基礎的電気通信役務収支表の提出に当たりまして、自社の会計年度に応じた提出も許容すべきということでございまして、これも適格事業者の裾野を広げるという観点からも有効であるため、まずは現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における事業年度といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で速やかに検討を進めること。

4つ目は、原価計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべきという御意見。これにつきましては、第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定解除のサイクルとバランスを考慮いたしまして、同じタイミングで支援区域の指定解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めるということで、私どもに御提言をいただければという方向性で、検討の方向性の案を取りまとめさせていただいております。

ブロードバンド関連は以上でございます。

事務局からの説明は以上になります。御議論、御検証のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま頂戴した事務局からの説明につきまして、意見交換に移りたいと存じます。御意見、御質問のある方は、チャットもしくは御発言を頂戴できれば幸いです。いかがでしょうか。

【関口主査】

長田先生、お願いいたします。

【長田構成員】

ありがとうございます。皆様の意見をきれいに上手にまとめていただいていると思います。この御提案に賛成したいと思います。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。

ほかに先生方がございましょうか。三友先生、よろしくお願いいたします。

【三友構成員】

三友です。ありがとうございます。このような形でうまくまとめていただきましたこと、大変感謝申し上げます。

内容につきましては、私も長田先生と同じように賛成するものでございます。

実際にブロードバンドの方に関しては、今回の制度の開始に当たって、やはりいろいろな問題が見つかったことは、記されているとおりでございます。3年の検討を待たずに、なるべく早くこういった問題を解決していただいて、実際に第二種適格電気通信事業者となっていらっしゃるNTT東西及びZTVをはじめとした、この制度に関わりのある事業者の皆様が、なるべくこの制度を利用できて、なおかつ地域のブロードバンドあるいは通信の発展、そして社会インフラとしてのネットワークの維持という点で損を来さないような形で、なるべく早く制度として生きた制度にしていいただければと思います。

私からは以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。春日先生、お願いいたします。

【春日構成員】

春日でございます。取りまとめありがとうございます。全体的な方向性としては、私も全く異論ございません。

その上で、まず電話に関してですけれども、方向性としては今までの議論をまとめて書いていただいているので異論ないんですけれども、中長期的な課題として報告書の15、16ページあたりで、まとめて今後検討していかなければいけないところというのを書いていただいております。ここについてはこの検討会の範囲を超えたものとは思いますが、気を付けていかなければいけないところだなと改めて認識させていただいたところでございます。

それから、後半のブロードバンドに関しまして、もう既に御意見出しましたけれども、なるべく多くの事業者さんに参加していただいて、みんなで負担をしていく、分担してサービスを維持していくということが担保できるような仕組みにしていく。そのためには、まだ不十分なところというのも残念ながらあるかもしれない、見えていない部分というのものもあるかもしれないということを私自身、念頭に置きつつ、不都合な部分、不具合な部分があったら、できる限り迅速に現実的な方向に変えていけるような姿勢を取っていければ良いのかなというふうに思いました。

以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございます。

藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】

藤井でございます。おまとめいただきまして、ありがとうございます。内容に関しましては、私も異存はありません。電話のユニバのうち、災害時公衆電話の補填に関しても、着実に進めていただくということは重要かと思っています。

1点、前回も皆さん方からあったかと思うのですが、災害時用公衆電話、今後メタル回線がだんだんなくなっていく中で、恐らく光回線にしていくとかかそういう議論も始まってくるのではないかなと思います。そういうときにはこういう公衆電話だけではなくて、ブロードバンドサービスへの拡張なども出てくるのではと思います。仮設でのWi-Fiサービスであったりとか、そういうところにも活用できるような回線にしておく、非常に皆さんの使い勝手が良くなるのではないかなと思いますので、こちら今回の範囲とは全然関係ないところですが、NTTさんとかも含めて将来的に災害時用公衆電話をどうしていくのかというところは、しっかり議論を進めていただけると良いかなというふうに思います。その点だけコメントさせていただければと思います。

私から以上でございます。ありがとうございました。

【関口主査】

貴重なコメントどうもありがとうございます。
大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。私も今まで皆様から御意見がありましたように、今回の取りまとめにつきまして、非常にこれまでの議論を丁寧に文章に落としていただいたことに感謝申し上げます。

先ほども御意見、コメントが出ていたところですが、災害時用公衆電話、せっかくユニバーサルサービス制度の中で面倒を見ることになりましたので、それが多くの方に、必要なときに利用、利活用できるような周知の仕組みというのも今回、取り込んでいただくことができて、大変良かったのではないかと考えております。もちろん災害が起こらないに越したことはないですが、そう言っている先にも次々と災害に見舞われているというのが我が国の特徴でもありますので、それをいつも念頭に置きながら、こういった制度が運用されていくことの重要性というのを改めて痛感した次第です。

今回パワーポイントの資料でコンパクトに御説明をしていただきましたけれども、報告書の最終章のところにも、この検討のワーキンググループの思いというのを的確にまとめていただいたと考えておりまして、この制度がやはりサステナブルであり続けること、そのための微調整というのを事業者の声を聞きながら今回行うことができましたけれども、事業者の声に耳を傾けるという場でありましたが、それが最終的に利用者の方々にちゃんと還元されていくものであるということが伝わるように、表現に工夫をしていただけたことに改めて御礼申し上げます。

前回も出てきた走りながら考えるという、本当に新しい制度というのはどうしてもそういう特徴がありますけれども、走りながらも、常にいろいろな方の声に耳を傾ける、謙虚な進め方ができたというのは、今回、得がたい検討の機会だったと考えております。

本当に感想めいたことばかりで恐縮ですが、事務局の皆様、関係の事業者様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

私からは以上です。

【関口主査】

最後、相田先生から御感想をいただいて、ひと通りということになるんですが。

【相田主査代理】

私も事務局、これまでの議論をまとめていただき、かつ、ブロードバンドに関しましては、関連事業者の方々の意見を確認していただいたということで、これまでの議論が上手にまとまっていて、問題ないかなというふうに思います。

以上です。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

御発言もひと通り回ったようですので、本日の意見交換はこの辺りで締切らせていただきます。

各先生方から御意見、今、賜りましたように、今回、交付金の申請事業者も限られてしまいましたし、実際の交付に至っては、ZTVさんが0円、西さんが500万円という、2番手、3番手でそのような状況なので、今回ほぼ一巡が見えてきたところで制度的な使いやすさ、あるいは本来の目途とした効果が得られるような制度設計ということで、可能なところについてはできるだけ速やかに対応したいということが、先生方の共通の思いだとい

うふうに理解しております。

本日、意見交換の中で頂戴した御意見の中では、建設的なアドバイスは頂戴しましたけれども、本報告書について、この案について特段の修正が必要となるという意見はなかったかと存じております。

したがって、本ワーキンググループの報告書案については、本案のとおりとさせていただきます、ユニバーサルサービス政策委員会に報告をいたしたいと存じます。

(関口主査の接続不良により、相田主査代理が以降の議事進行を引継ぎ。)

【相田主査代理】

本日、事務局におまとめいただいた方向でもって、ユニバーサルサービス政策委員会に報告するということで皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査代理】

では、そのように事務局に進めていただきたいと思います。

本案につきましては、てにをは等、多少の修正がございましたら、関口主査にお任せするということで、その後、ユニバーサルサービス政策委員会に報告することといたします。

それでは、最後に次回会合の日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

皆様、本日もありがとうございました。関口主査、相田主査代理からもありましたとおり、本日御議論いただきました報告書案につきましては、本ワーキンググループの親会であるユニバーサルサービス政策委員会に報告し、御審議いただく予定としております。

また、次回会合につきましては、後日、事務局から御案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【相田主査代理】

それでは、全体を通じまして何か御発言の御希望ありますでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして、第4回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、終了させていただきます。皆様、本日もお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。

以 上